

## 平成20年度 入札・契約制度の改善取組について

三木市においては、一般競争入札制度の導入など入札・契約制度の透明性・公平性・競争性の確保・向上等の改善に取り組んでいるところです。

このたび、建設工事等の品質を確保することを目的として、建設工事についての最低制限価格制度を見直すとともに、測量・建築設計業務についても最低制限価格制度を適用します。

### 1 目 的

公共工事の品質確保とダンピング受注の防止を図ることを目的とします。

### 2 対象とする工事

#### ① 建設工事の入札における最低制限価格の見直し及び算定式の公表

工事の品質確保とダンピング受注の防止を図るため、最低制限価格の見直し、その算定式を次のとおり公表します。

現 行	見直し後
非 公 表	$\text{直接工事費} \times 0.75 + \text{共通仮設費} \times 0.7 + \text{現場管理費} \times 0.6 + \text{一般管理費} \times 0.3$

#### ② 測量・建築設計業務の入札における最低制限価格制度の適用

業務の品質確保とダンピング受注の防止を図るため、最低制限価格制度を適用します。ただし、算定式については非公表とします。

### 3 実施時期

平成20年9月1日以降に公告又は通知する一般競争入札及び指名競争入札から実施します。